規定において読み替えて準用する本法第15条第４項の規定に基づき、当該輸入計画を変更すべきことを指示する。

（３）生産に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、備蓄の活用や出荷又は販売の調整、輸入の促進を図った上で、本法第17条第１項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定に基づき、当該要請を受けた農林水産物生産業者等に対し、生産計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手などの、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする[29]。

なお、生産計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の生産の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ生産の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする[30]。

また、主務大臣は、本法第17条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定による指示に従って届出がされた全ての生産計画に沿って生産が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、主務省令で定める者[31]であって、生産計画の変更が可能と見込まれる農林水産物生産業者等に限り、本法第17条第３項の規定に基づき、当該生産計画を変更すべきことを指示する[32]。

（４）加工品等の製造に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第18条第１項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定に基づき、当該要請を受けた加工品等製造業者に対し、製造計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に製造の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、製造計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の製造の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ製造の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする。

また、主務大臣は、本法第18条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定による指示に従って届出がされた全ての製造計画に沿って製造が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、製造計画の変更が可能と見込まれる加工品等製造業者に限り、本法第18条第２項の規定において読み替えて準用する本法第15条第４項の規定に基づき、当該製造計画を変更すべきことを指示する。

（５）食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合において実施する措置

食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合は、複数品目の食料輸入が大幅に、かつ長期にわたって減少し、又はそのおそれがある状況と考えられることから、国内において供給熱量を重視した生産や、限られた食料の公平な配分、高騰する食料価格の安定に向けた対策が必要となる。このため、実施方針を変更した上で、当該実施方針に基づき、２及び（１）から（４）までに掲げる食料供給困難事態対策を一層強化・推進するとともに、本法以外の法制度も活用しつつ、国民の理解と協力の下に、以下の対策を講ずる。

ア　熱量等を重視した生産の推進（生産転換）

平時の食料消費の状況からのかい離を極力小さくとどめることを前提に、実際の状況を踏まえつつ、熱量効率や最低限必要なビタミン等の栄養素等を考慮し、例えばいも類など生産の促進を図るべき農林水産物について、必要に応じて特定食料として政令指定（追加）することとする。

その上で、主務大臣は、新たに政令指定した措置対象特定食料等（農林水産

---

[29] 例えば、米穀を生産するための土地や機械、技術など経営資源を有していない花きや畜産物の生産業者に対して、米穀の生産に関する要請や計画の作成・届出の指示を行うことはない。

[30] 作成・届出する計画の内容は、必ずしも増産（作付面積や生産量の拡大）するなど過度な負担を伴うものである必要はなく、指示を受けた当該農林水産物生産業者等の判断に基づき、実施可能と見込まれる内容でよい。また、補助事業や公的調査などにより国として把握し利用可能な情報がある場合には、それらを活用すること等を通じて、農林水産物生産業者等の計画の作成・届出に係る負担を軽減するよう努めるものとする。

[31] 通常生産している期間以外に措置対象特定食料等を生産できる者（例えば二毛作や二期作が可能な者）や、品種や生産方法の変更により生産量を拡大できる者（例えば多収品種の栽培経験があり、苗の確保が可能な者）、除草や耕うんにより生産面積の拡大が可能な者（例えば耕作可能な休耕地の利用が可能な者）が該当。

[32] ここでいう生産計画の変更は、現に当該措置対象特定食料等の生産を行っている者に対して行うことが基本であり、例えば、米穀を生産するために果樹の生産業者に果樹の伐根を指示するようなことはない。